

## 京都大学北部キャンパス機器分析拠点規程

令和2年9月30日

理学研究科長・農学研究科長・生命科学研究科長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院理学研究科（以下「理学研究科」という。）、京都大学大学院農学研究科（以下「農学研究科」という。）及び京都大学大学院生命科学研究科（以下「生命科学研究科」という。）が合同で設置する京都大学北部キャンパス機器分析拠点（以下「拠点」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 拠点は、京都大学北部キャンパスにおける設備、機器等の共用化による効率的な利用を促進するとともに、先端研究及び教育を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 拠点は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 京都大学北部キャンパスにおける設備、機器等の共用化に関すること。
- (2) 拠点が共用設備として認定した設備、機器等（以下「共用設備等」という。）の学内外の者の利用に関すること。
- (3) 共用設備等を活用した学生教育に関すること。
- (4) その他拠点の目的を達成するために必要なこと。

(拠点長及び副拠点長)

第4条 拠点到、拠点長を置く。

- 2 拠点長は、理学研究科長が指名する理学研究科の副研究科長及び農学研究科長が指名する農学研究科の副研究科長のうちから、次条に定める運営委員会において決定する。
- 3 拠点長は、拠点の業務を総括する。
- 4 拠点到、拠点長を補佐するため、副拠点長を置くことができる。
- 5 副拠点長は、理学研究科、農学研究科又は生命科学研究科の専任の教員のうちから、拠点長が指名する。
- 6 拠点長の任期は1年とする。ただし、補欠の拠点長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副拠点長の任期は、指名する拠点長の任期の範囲内において、拠点長が定める。

(運営委員会)

第5条 拠点の運営に関する重要事項を審議するため、北部キャンパス機器分析拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 拠点長
- (2) 前条第2項の理学研究科の副研究科長及び農学研究科の副研究科長のうち、拠点長ではないもの
- (3) 理学研究科の専任の教員 3名
- (4) 農学研究科の専任の教員 3名
- (5) 生命科学研究科の専任の教員 1名
- (6) 北部構内事務部長

(7) 北部構内事務部管理課長

(8) その他拠点長が必要と認める者 若干名

3 前項第3号の委員は理学研究科長が、同項第4号の委員は農学研究科長が、同項第5号の委員は生命科学研究科長が、同項第8号の委員は拠点長が、それぞれ委嘱する。

4 第2項第2号の委員の任期は1年、同項第3号から第5号まで及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、拠点長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(拠点運営推進室)

第7条 拠点の運営を推進するため、拠点に、北部キャンパス機器分析拠点運営推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室に、室長を置き、北部構内事務部管理課長をもって充てる。

3 推進室の運営は、北部構内事務部が支援する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、拠点の組織及び運営に関し必要な事項は、拠点長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和2年9月30日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

2 この規程の施行後最初に選出する拠点長については、第4条第2項の規定にかかわらず、農学研究科長が指名する農学研究科の副研究科長とする。

3 この規程の施行後最初に選出する拠点長の任期は、第4条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

4 この規程の施行後最初の第5条第2項第2号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

5 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2項第3号から第5号まで及び第8号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。